

2015年8月19日

明治大学知的財産法政策研究所 (IPLPI) シンポジウム

## 著作権集中管理団体と競争法のあり方

－JASRAC 最高裁判決を契機に－

文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 (平成 23－27 年度)

「情報材の多元的価値と、創作・利用主体の役割を考慮した知的財産法体系の再構築」

### 第二部パネルディスカッション

川瀬真 (横浜国立大学成長戦略研究センター客員教授)

滝澤紗矢子 (東北大学大学院法学研究科准教授)

安藤和宏 (東洋大学法学部准教授・株式会社セプティマ・レイ代表取締役)

大久保直樹 (学習院大学法学部教授)

今村哲也 (明治大学情報コミュニケーション学部准教授)

司会 瀧麻依子 (明治大学知的財産法政策研究所研究推進員)

### 目次

1. パネルディスカッション.....	1
2. フロアからの質問.....	14

#### 1. パネルディスカッション

**瀧 (司会)**：それでは、パネルディスカッションを始めたいと思います。

本日のシンポジウムは「JASRAC 最高裁判決を契機に」というタイトルでございましたので、まず初めに最高裁判決について議論を行いたいと思います。

まず、川瀬先生、管理事業法の制定に携わられたお立場として、今回の判決について感想、あるいはコメントがございましたらお願いいたします。

**川瀬**：私は独禁法の専門家ではありませんので、中身についてここが問題だという立場にはないのですが、私は最高裁の判決を読んだときに、JASRAC が私的独占状態にあるということはこれは誰が考えても異論の余地がないわけです。ですから、そういう意味では一般論としては特に違和感がありませんでした。

ただし、イーライセンスさんが新規に参入されるときには私は文化庁におりましたので、そのときにいろいろな関係者の方からお話を聞いておりましたけれども、やはり放送局や JASRAC さんとの十分な話し合いがなかったのではないかとのご指摘も多かったわけです。放送局の方からは突然参入されてきて、対応について非常に困惑をされたということも聞いております。

従って、私の立場としては先ほどもご報告がありましたように、公取の審決は結局独禁法の問題に入らずに、その玄関先でイーライセンスさんの準備不足等を踏まえた上で、独禁法の問題はなかったことはないけれどもというようなことで排除命令の取り消しを判断をされました。私は個人的にはその審決の内容に同調するものでございます。

**淵（司会）**：ありがとうございました。

それでは、どうでしょう。安藤先生、何かコメントをお願いできますか。

**安藤**：私も川瀬先生と同じように最高裁判決自体はこうだろうと思います。川瀬先生と違うのは、私は審決が間違っていると思っている点です。高裁の判決が正しいと思います。イーライセンスは準備不足だったというのは、審決を見るとそう感じるのも致し方ないと思います。けれども、私が放送局の人たち、番組制作者の人たち、音効会社の人たちにインタビューをしたところ、ほとんどの人が追加の費用をかけるのだったら、楽曲を使うのは難しいだろうという答えでした。

その辺については、私は知的財産法政策学研究 39 号に掲載した「JASRAC の放送包括ライセンスをめぐる独禁法上の問題点」という論文に思いのたけをぶちまけました。この論文がどの程度影響を与えたのかは分かりませんが、私としてはあの審決は間違っているという思いは今も変わりません。

**淵（司会）**：ありがとうございました。独禁法の 2 人の先生から何か補足があれば伺いし、なければ次に移りたいと思います。

**滝澤**：私は、本件審決と原判決の述べていることをできるだけ客観的に分析したということなのですが、本件審決は事実にもっと近いところで判断されている、つまり審判官の目の前で、公正取引委員会の審査官が根拠とした資料と違うことを証人が意見したり、前言を覆したりしたということがあったようで、公正取引委員会の立証責任が果たされた否かという点では心証が悪かった、一般論として JASRAC の行為に利用抑制効果があるとしても事実認定のレベルで疑問が拭えなかったということで、当事者主義と公正取引委員会の立証責任を重く捉えたのだらうと思います。

それに対しまして、一步はなれてみれば、もともとの公正取引委員会の事実認定は支持できるのではないかと、そして一般的に排除効果が認められる以上、満たされるだろうとしたのが高裁判決ということで、これは、判断権者が決めることですから、外から見てどちらが正しい、間違っている、というのはなかなか言い難いところがあるのではないのでしょうか。最高裁判決に関しましては、原判決の事実認定を前提とする以上は、NTT 最判に沿いつつこのような判断にならざるをえない、ただ排除効果と人為性はできるだけ一体的に判断するよう示唆を与えたものと評価できるのではないかと思います。

私からは取消し後に再開された審判での審理内容、特に正当化理由について 2 点だけ補足させていただければと思います。1 点目は、いわゆる講学上の正当化理由についてです。JASRAC としては平成 21 年の段階で大量の著作物の円滑な利用と適正な著作権保護のためにはこの方法しかなかったのだということが主張されているわけで、それが正当化理由として認められるということになりますと排除効果があっても独禁法違反とはいえないわけです。

その正当化理由をどのように審判の中で勘案していくのかについて、本判決によってやや難しくなっているというのが私の印象です。先ほど申し上げましたように、排除要件の

人為性に係る特段の事情というのはあくまで競争手段に関する正当化理由だと考えられますが、そこでどの程度の正当化理由が勘案されるのか、ということです。

本来、正当化理由は、弊害の大きさや性質をまず見てから、それを上回るだけの正当化理由があるかどうかを、目的と手段という2つの観点から勘案するものと議論されてきました。しかし、人為性に係る特段の事情というのは、弊害について具体的に見る前の段階で出てきていますので、そこをどう判断するのか。

最高裁の言い回しですと、先にこの排除要件に係る特段の事情を判断してから、それが満たされたとなったら先に行きましょうということとして、競争手段以外の面での正当化理由は、弊害要件の中で判断するのかもしれませんが、審判の過程でこれをどう整理していくのかなというのが興味深いところです。

それからもう一点、5月ごろの日経新聞などの報道によりますと、新たにJASRACさんの方で放送等利用の徴収方法について、改善のための協議が行われているということですが、これはもちろん審判の過程では事後的事情になりますが、旧66条の4項にしたがって違反宣言審決となる可能性はあります。

つまり原処分時点では違反行為があったけれども、審決の時点でなくなっていることになり、違反宣言審決が出される可能性も出てくるということですので、このような事後的事情による改善が全く影響を及ぼさないというわけではないという点を、先ほどの報告に補足させていただきたいと思います。

**淵(司会)：**ありがとうございます。

話がちょうど再開された審決についてに移ってまいりましたので、今、滝澤先生からその判断に難しさについて指摘があったところですが、やはり正当化理由の有無についてでは包括徴収の必要性、あるいはその合理性の話が議論されるのではないかと予測されます。これについて、安藤先生、何かコメントがあればよろしく願いいたします。

**安藤：**包括徴収については、もともと公正取引委員会も包括徴収自体が悪いとは言っていないで、利用割合を放送使用料に反映させていないということを問題にしています。一部のマスコミとかメディアが包括徴収が認められなくなると誤解をしていたきらいがありますが、そうではなくてあくまでも包括徴収というのは別に悪いことだとはいわれていないのです。

それはなぜかという、包括徴収というのは今村先生も先ほどお話したとおり、ヨーロッパでも一般的に行われていて、とても合理的な徴収方法なのです。私の論文にも書きましたけれども、一番のメリットは全ての使用楽曲を報告する義務がないことです。使用楽曲の報告はサンプリングで行われているのです。しかし、JASRACは全曲報告に切り替えようとしているので、このメリットはだんだんなくなりました。

もう一つのメリットは好きなだけ曲を使える、要するに楽曲数を気にせずに使用できる点です。しかも、例えば放送使用料は営業収入の1.5パーセントというように使用料が事前に把握できます。つまり、会社としては予算が立てられるのです。これはビジネスとしてはとても都合がいいわけです。一方、曲別徴収だと楽曲を使用するときにドキドキしちゃうわけです。「今月は5億円だった」とか、「来月は3億円になるかも」とか、そうになってしまうわけです。曲別徴収で安くあがると確信を持ってない限りは包括徴収にいくわけです。ビジネスをやっている上では、それなりにメリットがあります。

今回の裁判でも明らかになったのですけれども、使用者が曲別徴収と包括徴収を選択肢として思料するような料金でないと、包括徴収というのは危険なものになります。JASRACの使用料規程によると、1曲の放送使用料は64,000円です。これはすごい金額です。私の論文で横浜エフエムを例にとって試算したところ、もし横浜エフエムが曲別徴収を選択すると年間の放送使用料は58億円4千万円になりました。しかし、横浜エフエムは包括徴収を選択しており、実際払っているのは2,200万円程です。ですから、包括徴収の議論をするときは絶対に曲別徴収の問題も併せて議論しないとイケません。包括徴収は危ない一面もあるということが今回明らかになったと思います。

**淵(司会)**：ありがとうございます。その他、最高裁判決について何かございませんか。なければ、この先の議論に進みまして、必要に応じて最高裁判決に戻るようにしたいと思います。

それでは、まず川瀬先生に最初にお伺いしたいと思います。もう改めてお尋ねするまでもなく、報告の中で明らかになったようにも思いますけれども、管理事業法の制定時の意図、立法趣旨として、この法律は法的に新しい管理団体を法的に参入を可能にただけなのか、それとも一定のシェアを持つことまで求めていたのかを確認させてください。

**川瀬**：それは私の報告でもいいましたように、管理事業というのは非常に特殊な事業です。もう一度繰り返しますけれども、これはヨーロッパでもそうですし他の国でもそうなので、権利者団体が管理事業をやっているわけです。つまり、自分たちの権利は自分たちで守るということで、労働組合や協同組合的な発想から団体を作って発展させてきたという歴史があるわけです。従って、一般の企業間の競争というよりは、非常に特殊な分野なのです。

ただし、先ほど言いましたように、仲介業務法を廃止して管理事業法を制定したのは、国がその法的規制をして、その中でJASRACならJASRACという団体を保護・育成していくのはもう終わった、すなわち仲介業務法の目的は十分達成されたのだから、これからは自分たちの努力で1人で歩いていきなさいという意味合いが強かったわけです。従って、法的規制による独占は思いきってやめようとなりました。

ただ、法律を作るときにはいろいろな案が出たのです。例えば許可制を維持しながら、許可のハードルを低くしてやればいいではないとか、あとはまさに今議論になっている放送の分野とか、演奏の分野はなかなか参入できないので、そういう特殊な分野については参入規制を高くしてはどうかというようなことです。例えば金融関係法にあるように、事業自体は届け出でできるけれども、ある特殊な事業をやるときには金融庁の認可が必要だと、認可というのは非常に強い規制なのですけれどもそういう案も出ました。

けれども、ある意味そういう低い基準で許可制を実施するのであれば、思いきって登録制にするという行政的な判断があったのは事実です。従って、ある意味今村先生からお話がありましたように、日本のこの管理事業法というのは、ある種非常に実験的な試みが入っていると私は理解をしているわけです。

それはなぜかという、中核団体は私がいったように必要なのです。権利者が自分たちの権利を守るという意味では中核団体が必要なのですけれども、その必要性は自分たちの努力で勝ち取る必要があるということです。従って、管理事業法ができたときに例えばJASRACはそれまで問題になっていた管理手数料を引き下げました。それから、最近ある

音楽出版社の代表の方とお話をしていたときには、イーライセンスや JRC が新しいサービスを実施すると「これはいいことだ」と言って、JASRAC のほうですぐ真似をするということが行われているそうです。

そういう意味では、管理事業の分野では競争が行われているし、対権利者、それから対利用者のサービスという面では実は激しい競争が行われていると私は理解をしています。従って、それ以上人為的に例えば JASRAC を解体すればいいではないかとか、分散化すればいいではないかとか、そういうことは必要ないのだというのが私の意見です。

**淵 (司会)：**ありがとうございます。

今のご見解に対して、「JASRAC の独占はなぜ崩れないのか」というご報告をなさった安藤先生からは恐らくおっしゃりたいことがあると思いますので、よろしく願いいたします。

**安藤：**何か川瀬先生と私の戦いみたいになっていますけれども、そういうことなのです。私はさすがに「JASRAC を解体しろ」とまでは言わないです。うちの会社は JASRAC の正会員です。まあ、思っても絶対に言わないですけど。ただ、JASRAC は分社化した方がいいというのは、結構昔から音楽出版社の中でも議論があったところなのです。

というのは、そもそもアメリカ、あるいはヨーロッパでも多くの国はそうですけれども、録音権の管理と演奏権の管理は別々の団体がやっているところが多いのです。もちろんドイツの GEMA は両方を管理していますし、先ほど川瀬先生がおっしゃったイギリスとかフランスは録音権団体と演奏権団体が協働してやっている実態もあるのですけれども、演奏権管理と録音権管理というのはもともと別の団体でやるべきだとか、長年やってきた歴史があります。

全支分権の管理を 1 つの団体でやってしまうと、どうしても効率性を追求しにくくなります。つまり、儲ったところがあれば、儲ったところで赤字のところを補填すればいいやと、どうしてもそういう意識がでてきてしまいます。例えばカラオケが始まったときに、カラオケの管理手数料というのは実は 50 パーセント以上かかっていたのです。ところが、JASRAC の管理手数料は当時 27 パーセントだったと思います。つまり、これはどこかの新聞の発言にもありますけれども、JASRAC の人が「これは大赤字の分野です」と。ですから、それは録音権から補填をしていたということなのです。

例えば、「今度 JASRAC は新しい分野の演奏権管理をやりましょう」と言って、年収 1,000 万円の職員が「JASRAC です」と言って、零細な使用者から著作権使用料を徴収するわけです。これではどうしても赤字になってしまいます。そうすると、当然黒字のところから補填がなされてしまいます。

ここで別の問題が生じます。つまり、録音権使用料を稼ぐ曲と演奏権使用料を稼ぐ曲が必ずしもイコールではないということです。録音権使用料を稼ぐのは、その年にリリースされた人気アーティストの曲です。嵐や AKB48、EXILE なんか強いわけです。一方、演奏権使用料を稼ぐのは、カラオケで頻繁に歌われる曲です。これは演歌やバラードが強いわけです。一青窈の「ハナミズキ」は長年にわたってカラオケトップ 10 にチャートインしています。録音権使用料と演奏権使用料の楽曲がまったく一致するのであれば問題はありませんが、このように楽曲が必ずしも一致しない場合、赤字部門の補填に回される黒字分野で多く稼ぐ楽曲の権利者は、この状態を快く思わないでしょう。

権利者にとっては納得し難いと思います。音楽出版社の多くの人たちはそう思っている  
ので、私は JASRAC の分社化という選択肢は、大いにあり得るのだと思います。

**淵 (司会) :** 今の収入の分配と JASRAC 内部の問題ですけれども、そういう分配のガヴァ  
ナンスの問題といえばよろしいのでしょうか。それについて、大久保先生、何かございま  
すか。独禁法から見た問題が指摘できるようでしたらお願いいたします。

**大久保 :** 独禁法でももうかるところで上げた収益をつぎ込んで、もうからないところに投  
じることありまして、それは独禁法との関係で問題になるときはもうからないところに  
参入をしたいという人がいたときに、相対的にもうからないところという意味です。もう  
からないところに参入したいという人がいたときに、両方やっている人は片側からの利益  
をもっと持ってきてやるというのが、競争を阻害するという格好で問題になるのだと思  
います。

ですから、録音権の利益を演奏権のほうにつぎ込んで、演奏権の使用料を安くやってい  
ると、その結果競争が阻害されて排除されている人がいる形で多分独禁法上は問題になる  
ことが多いのだらうと思います。ただ、お話を聞いているとそういう話ではなさそうです  
ので、独禁法の側からというところとしては乗りにくいのかなという感じが個人的  
にはいたします。

**淵 (司会) :** ありがとうございます。

**安藤 :** それから先ほどの私のスライドを見て分かる通り、イーライセンスと JRC が管  
理手数料率を下げれば、当然競争ですので、JASRAC は多分追いかけてきます。そうす  
ると、放送使用料の手数料率についても、JRC は 8 パーセントで参入しようとしています。  
イーライセンスも 8 パーセントでやろうとしたら、JASRAC も 8 パーセントに下げると思  
うのです。

JASRAC は他の分野の管理手数料でマイナスを補填できるので、幾らでも追いかけるこ  
とができるわけです。つまり、JASRAC の優位性は保たれたままになります。このような  
構造になっているので、いくら JRC やイーライセンスがある分野で効率性を追求して、  
手数料率を下げても、JASRAC は他の分野で数字合わせができますから、JASRAC が全支  
分権を管理しているという現状では、なかなか JRC やイーライセンスはその優位性を獲  
得しにくいのではないかというのが私の一つの考え方です。

**淵 (司会) :** 大久保先生、このまま進めてよろしいでしょうか。

**大久保 :** はい。

**淵 (司会) :** では、このままこの話を続けても、川瀬先生、大丈夫でしょうか。

**安藤 :** 川瀬先生は大丈夫ではないですよ。(笑)

**川瀬 :** 私は別に JASRAC の代弁者ではないのですけれども、例えば家電メーカーでも液  
晶に特化している家電と総合家電をやっているところがあって、アナログ停波で非常に過  
酷な競争があって、液晶事業に中心を置いているところがやはり経営が苦しくなったとい  
う事実があっても、そのことは問題にはならないのです。

ですから、私は JASRAC がどのような分配比率を実施しているかは知りませんが、分  
野ごとで厳正に計算をして、例えば演奏は 50 パーセント費用があるのであれば、  
50 パーセントを取らなければならないということではないと私は理解をしております。

そういう意味で、さまざまな権利を管理しておられる JASRAC さんが優位にあること

があるのかもしれませんが、だからといってそれをやめさせるために録音権と演奏権を強制的に分離することは、僕はあり得ない選択だと思うのです。

先ほど私が言いましたように、ヨーロッパは例えばイギリスとかフランスは録音権と演奏権が分かれていますけれども、イギリスとかフランスでは、できるだけ事業の効率化を図る、できるだけ安い管理手数料で分配を多くするというので、例えば両団体はデータベースを共有する、それから分配に関わる職員を共有するというので、外形的に見れば確かに2つの組織なのだけれども、中では効率化のためにいろいろなコラボレーションと言いますか、協力をやっております。

私が何を言いたいかというと、ヨーロッパでは確かに録音権と演奏権と分かれている団体がありますけれども、そこでどういうことが行われているかというと、効率化のためにできるだけ一緒になろうという努力がされているわけです。それを無理やり強制的に分けるという選択肢が、本当に日本にあるのかどうかということは、私はありえないと思います。

なお、追加でいいますと今録音と演奏は複合的な利用になって、昔は、録音は録音、演奏は演奏と分かれていたのですけれども、今は例えばネットで配信した先でそれを再生して演奏するとか、そういう複合利用が非常に多くなりました。そういう意味では、録音権と演奏権とを管理している JASRAC の利用者に対する利便性というものがあるわけです。

つまり、1つの団体で契約すれば録音と送信と、それから再生、演奏なら演奏、公の伝達なら公の伝達の処理ができるということになっているのに、それを無理やり分けてしまうと結局そういう複合利用については、複数の団体と契約を結ばなければいけないことになってしまい、利便性が悪くなります。

私は何度も言いますがけれども、こうあるべきだということで決めつけて、例えば行政機関が強制的に介入するというのは私はよくないと思います。これは自然に任せればいいのだと思うのです。管理事業法はそういう法的基盤は整えたのです。

実は全体的にいうと、シェアは JASRAC が 99 パーセントで他の管理事業者が 1 パーセントしかないという話もありますけれども、イーライセンスと JRC が管理している録音やネット送信の分野ではそれなりのシェアをお持ちなのです。ですから、それは対権利者、対利用者に対するサービスの提供を見て権利者が選ばばいいのです。それによって、仮に新しい団体が選ばれてシェアが大きくなれば、それはそれで仕方がないことだと思います。以上です。

**淵 (司会) :** ありがとうございます。

今の川瀬先生のご主張は、大久保先生のご報告の中で触れられた原則論としての権利者側の創意工夫の問題というふうに挙げられていた点に通じることかもしれません。また、それと独禁法がどのように関わっていくかという問題になるのかもしれませんが。川瀬先生、安藤先生、それから大久保先生のご報告に共通する点、また、今村先生のご報告の起爆剤というところはこれのことなのかもしれません。必須のリソースの開放の必要性、あるいは可能性という問題につながっていきそうに思います。

この点について、どなたにお伺いするのがいいでしょうか。その前に大久保先生が郵政民営化の話をおっしゃられました。この郵政民営化の話、あるいは電力の問題なども関わ

ってくるのかもしれませんが、何か得られるものがあるのか、これは滝澤先生に質問してもよろしいでしょうか。

**滝澤**：川上市場と川下市場との関連ということで、川上市場においてそれなりに競争が活発化しないと、川下市場においても競争が活発化しないのではないかというのが大久保先生からの問題提起だったと思います。

ご報告の中では郵政民営化関連で競争政策的な提言が公正取引委員会から出されていることが指摘されていたと思います。郵政民営化の場合には、税金を投入して国が整備した基盤を開放するという側面がありますので、本件のように私的事業者の財産に関わる場合について、どの程度同視できるのかに関しては、一定の議論があり得ると思います。

ただ、例えば電力会社という私的事業者が持っている送電網などについては、昨今の電力自由化をめぐる、できるだけ非差別的に合理的な価格で接続できるようにしようと議論されているところでして、参考になる面もあるのかなと思います。

この点、本件における川上市場というのは、著作権者が自分の著作物の管理委託をするものですので、著作権者に対して無理やりこっちの管理事業者に委託せよ、というのはちょっと乱暴のように思われるわけです。

ただ一ついえるのは、他の管理事業者に委託しやすくする努力があってもいいのかなという気がします。今の状況ですと、先ほど川瀬先生がおっしゃいましたように、新しく参入した事業者のほうが柔軟に対応してくれて利用料も安いので、魅力的だ、委託をお願いしたいと思ったとしても、どうも手続きが煩雑だとか、1つの著作物だけ新規参入者に委託すると後で管理が大変だとか、そういう問題が多々あるように見えます。先ほど安藤先生が紹介されたアンケート結果を見ても、そのような意見が散見されるわけです。実際、実務をやっている方にとって、ある著作物についてだけイーライセンスに委託して全部違うフォーマットでやり直すというのは、かなりの手間なのだろうと思うわけです。

そうしますと、安藤先生のご報告のところでプラットフォームを統一すべきという意見がありましたが、それは実際に独禁法でどこまでできるか分かりませんが、競争政策的観点、イコールフットイングの観点からある程度様式を統一化するとか、やりやすくするとか、事務手続きを簡単にするような努力はあってもいいのかなという気がしております。

**淵（司会）**：安藤先生、何かご意見がおありかと思えます。

**安藤**：今日はたくさんしゃべれてうれしいです。

JASRACのリソースやフォーマットについては、権利がないものを勝手に使ってもいいと思います。しかし、権利があるもの、あるいは開放してもらわないと使うことができないものというのは、これは独占禁止法の力を借りるのか、裁判所の力を借りるのか分かりませんが、実現するためには外部の力が必要になります。できれば著作権管理事業者間で共通フォーマット、統一フォーマットのようなものを作っていただきたいというのは、権利者あるいは利用者、どちらのサイドからも要望されているところだと思います。

先ほど川瀬先生から自由に任せればいいのではないかというお話がありました。私も著作権等管理事業法は自由競争を促進するためのもので、これに対して全く不満は、全くというところであれですけれども、ほぼこれで不満はありません。ただ、それで「はい、どうぞ」、

「いっせーのせ」ではないのです。つまり、JASRACは60年以上の独占の歴史があるわけです。そして、この独占の歴史に基づいた著作権使用料規程、そして著作権信託契約約款があるわけです。

ですので、今回の問題も使用料規程がJASRACの使用割合を反映させていないということで、こんなふうになったわけです。つまり、JASRACの使用料規程は利用される楽曲がすべてJASRACの管理楽曲という前提に基づいているわけです。ですから、放送使用料規程に利用割合が考慮されていないのです。つまり、この著作権信託契約約款と使用料規程にメスを入れないと、イーライセンスもJRCも実質的に参入できない分野があるのです。今回、公取委の排除措置命令によって、JASRACの使用料規程に初めてメスが入ったわけです。

要するに「こんな使用料規程を設けてはダメですよ」という話ですので、競争という観点から見ると、イーライセンスとJRCはJASRACと全然同じ土俵に立っていないと思います。全く立っていないと思います。もう60年やっていた巨象にアリっていったら失礼ですけども、「えいっ」って戦う感じなのですよね。まだまだそういう状況ですので、JASRACは著作権信託契約約款と使用料規程を多分自主的に見直しますけれども、そこが私と川瀬先生の大きな考え方の違いだと思います。それを補足いたします。

**淵(司会)**：そうすると、安藤先生は中核的団体よりは1プレーヤーになるほうが望ましいというご意見なのですか。

**安藤**：1プレーヤー？

**淵(司会)**：中核的団体というのが、何パーセントぐらいのシェアというふうには数字では表せないかもしれないのですけれども。

**安藤**：JRCとイーライセンスの人たちが楽しく生活できるぐらいの、多分少なくとも私のイメージですと、参入した分野に関してはやはり20：20：60ぐらい、できればJASRACのシェアは50パーセントを切ってほしいです。JASRACのシェアが50パーセントを切って25：25：50でもいいですけれども、90とか80とかというのは、ちょっと私としてはどうなのと思います。独禁法の学者の先生から見ても、それでみんなハッピーならいいかもしれないですけれども、音楽出版社のアンケートを見たら分かるように、音楽出版社の人たちはあれだけ不満なのです。ですので、われわれは現場の声を真摯に受け止めなければいけないと思います。

**淵(司会)**：川瀬先生、今の割合の問題でも先ほどのリソースの問題でもよろしいのですが、先生はCDCの問題を報告の中で触れてくださいましたが、何かございましたらもう少しお願いいたします。

**川瀬**：私が思うのは新規参入する場合は、先ほど私の報告でも言いましたように、それなりの準備をして新規参入する必要があると思うのです。ですから、うまく準備ができていなければ新規参入は成功しないわけです。それをすべてJASRACのせいにかかれたら、やはりJASRACとしたらたまらないと思うわけです。

私は先ほど審決に同調しますといったのは、やはりイーライセンスとJRCを比べて見ると、より慎重に参入されてきたのは、私は個人的にはJRCだと思います。JRCは新規参入する際には関係者と長い時間をかけて話し合われました。また、JASRACとも話し合われました。私はJRCの荒川社長とは懇意なのですけれども、関係者と十分協議して関

係者にある程度納得してもらった上で参入すると以前からおっしゃっていました。

多分、参入時期も何度か延ばされたと聞きますが、やはりいろいろと課題や問題があって、慎重に事を運ばれたのだと思います。私が常々言っていますように新規参入するときには、今後ヒットするであろう曲だけでは駄目なのです。つまり、放送局が使わざるを得ないような既存曲のある程度のレパートリーを持って参入しないと駄目なのです。

先ほど言いましたように、独禁法の問題が片付いても包括許諾・包括徴収を選ぶか、包括許諾・個別徴収を選ぶか、はたまたそういう曲は使わない自由は利用者側に当然のことながら留保されているのです。従って、円滑に参入するためにはそれなりの準備が必要だと私は思います。それによってある種のシェアを確保されるのは全然問題ないわけですから、それを何パーセントというわけには私はいかないと思います。

確かに放送の分野は全曲報告の方向にいていますから、参入障壁が低くなっているのは間違いないのです。つまり、5年前や10年前とは全然違うのです。つまり、全曲報告ができるというのは、その全曲報告に乗っかれば自分たちのシェアが分かりますから新規参入しやすいのです。私が言ったようにその全曲報告のシステムに乗っかれば自分たちのシェアが分かりやすいというのは、実は先ほど言いましたようにネット配信の分野で CDC という著作権の管理事業者ではないですけれども、現にそういう計算センターのようなどころがあるのです。

そこはネット事業者がこんな曲を使いましたと報告をすれば、CDCさんのほうでこの曲は JASRAC、この曲は JRC、この曲はイーライセンスと、仕分けをしてくれるのです。そういう団体があります。従って、リソースの開放というのがどういうことをおっしゃっているのか私には分かりませんが、今新規参入者も円滑に入って来られるシステムがネット配信の分野であるわけですから、これを充実・拡大をしていけば問題なく新規参入は可能だと思います。

確かにそれを維持するためにはコストがかかりますから、利用者側もある程度コストを負担しなければなりません。先ほどから何度も私は言っていますように、新規参入を認めることは間違いなくコストがかかるのです。ですから、そこはやむを得ません。

ただ、コストがかかる中でもできるだけ効率的に運用するためには、私は個人的には今のネット配信で行われている CDC というのは非常に合理的で良い試みだと思います。日本だけの試みなのでこれは他の国にはないのです。これを拡大していけば無理なく新規参入は可能になると思います。

**淵 (司会)**：ありがとうございます。それでは今村先生お願い致します。

**今村**：私も座って黙っているわけにはいきませんので意見を述べます。(笑)

ヨーロッパの状況からの示唆という観点では、市場シェアが何パーセントかどうかということよりも、今後は国際競争力という部分も視野に入れて、むしろ集中管理団体の強化も見なければいけないと思います。ヨーロッパにおいて各国ごとに単独の団体が管理を独占している状態が許容されるのは、域内での競争に勝ち残っていくためには、各国ごとにそういう支配的な地位を持っていないとやっていけないということもその理由としてあると思います。

国際競争力ということ考えた場合に、日本の音楽著作権の分野における JASRAC という団体が、どういう位置づけになるべきなのか分かりません。たとえば、ある程度幾つ

かの中核的な団体が生まれて、2:2:6でシェアをもつような状況があれば、よいのでしょうか。確かに、それでも中核といえば中核です。しかし、市場シェア99パーセントの方が、国際競争力を維持していくということを強調した場合には非常に有効かなと思います。隣に座っている先生の前では言いにくいのですけれども、そういう見方もあるということです。ヨーロッパの観点からは指摘したかったことは以上です。

**淵（司会）：**安藤先生、いかがですか。

**安藤：**いや、いいです。後で殴ります。（笑）

**淵（司会）：**それでは、まだまだ議論したい点はたくさんあるのですけれども時間も押してまいりましたので、最後にそれぞれの先生に「集中管理団体と競争法のあり方」について、展望あるいは感想を一言ずつお伺いしたいと思います。

川瀬先生からお願いいたします。

**川瀬：**私は安藤先生と同じようにべらべらとしゃべっていましたので、もう大体私の考えはお分かりになると思うのですが、私は独禁法の問題は独占禁止法という視点があります。それは管理事業法の視点とはまた違いますので、独占禁止法違反の事案があれば、それはやはり問題だし、そこは是正すべきだと思います。

しかし、きょうのシンポジウムは独禁法の事件を契機にしてということなのですから、それを契機にして本来の集中管理がどうあるべきかどうかということについては、やはり管理事業法の制定の趣旨に戻って考える必要があると私は思います。何度も言っていますように、この分野は一般企業の競争とは違って非常に特殊な分野です。従って、法的基盤は整っていると思いますので、あとは権利者の選択やそういうものに任せて、どうなるかを見守っていけばいいのではないかというのが私の意見です。

**滝澤：**私は集中管理団体の今後について、何か申し上げられるようなものを持ち合わせておりませんので、先ほど今村先生から出ました国際競争力について、思いついたことがありますので一言申し上げたいと思います。

EUで国際競争力というのは、各国同士近くにありますが、多少なりとも気にせざるをえないところがあるかもしれません。日本の場合について考えてみますと、基本的に独禁法の観点からは、市場というのは需要者と供給者から観念されます。本件の場合、直接の需要者は日本の放送事業者です。

日本の放送事業者がどういう人を念頭に置いて番組制作をしているかを考えてみますと、一般の日本人、日本にいる普通の人が見るといって需要が念頭に置かれていると思われるわけですし、そうすると日本のアーティストの日本の音楽が必要となる割合は、それなりに大きいだろうと思います。多くの日本人がたくさん国の言葉をペラペラ喋って、いろんな国の曲を聞くというふうにはなかなかないとすると、日本のアーティストの日本語の楽曲を管理する市場は、本件と同じように問題になると考えられます。したがって、今回の問題は、国際競争力の観点もありうるかもしれませんが、一方でそれと関係なく存在するともいえるだろうということだけ、一言指摘しておきたいと思います。

**大久保：**最初は同じ業界にいてもこれだけ立場が違くと、そもそも見えている景色が違うのだなと思って楽しんでおったのですが、その後もしばらく聞いているとかなり見解というか、見えているものが一致している部分もあるのではないかという感じが非常にしました。

それはどうしてかということ、集中管理団体と競争とってしまうのですけれども、競争といったときにやはり先ほど滝澤先生からもありましたけれども、需用者というのがいるわけです。今回は放送事業者ということだったのですが、それ以外にもいろいろな形で利用者が、僕らも究極的にはそうなのかもしれませんけれども、それぞれの局面で少しずつ同じ楽曲を使わせてもらっているということなのですが、それぞれの局面でやはりちょっと状況が違うということなのだろうと思います。

ですから、ある対利用者との関係では同じ、そこは「あそこはうまくいっているよね」という感じで話が合いますし、またそうでないところではちょっと違ってくるということなのかなという感じがしました。

ですから、最初思っていたよりは両極端というよりはそれぞれに応じて議論しなければいけないと、それぞれの利用者に応じて議論するというのはもう独禁法の大得意とするところなのですから、しかし、独禁法を離れてもう一回、では集中管理団体は本来どうあるべきかという話に戻すということになると、これはもういろいろな利用者がいて、いろいろな思考を持っています。こちらもそれぞれの利用者との関係で違うのだろうとする、全員をうまく納得させるような制度設計が果たして本当にできるのだろうかという、その擦り合わせが別に今後どうすると何か決まっているわけでもないのしょうけれども、その擦り合わせからやらなければいけないから大変だろうなという感じがしました。以上です。

**安藤：**言いたいことはまだまだたくさんありますが、簡潔に言います。会場の中に音楽出版社の方も団体の方もたくさんいらっしゃって、その方々にとって、本日のシンポジウムはとても面白かったと思います。私が1989年に業界に入ったときは、当然JASRACの1社独占だったのです。

それで、川瀬先生のプレゼンテーションにもあったように、いろいろな問題が起きて結局、仲介業務法がなくなったのです。そのときにやはり音楽出版社としては、あるいは権利者としてはJASRACの硬直的な運用、あるいは古賀財団問題、特に当時問題になったのはエンハンスドCDだったり、あるいはDVDだったり、インターネットだったり、そういう新しいメディアが1996年、1997年、1998年にわっと出てきたときに、JASRACは全くうまく対応できなかったという不満がたくさんありました。今日は川瀬先生は言わなかったのかな。例えば、坂本龍一さんが朝日新聞に投稿してとても大きな話題になったのです。

私は今日のシンポジウムのために、昔作成した「仲介業務法」という自分のファイルを持ってました。こういうファイルを作っていたのって、今日のシンポを予言していたようで「すごいな」と自画自賛しているのですが、これは20年前のファイルです。読み返していて、やはりそのころの思いというのは昔からやっている人たちはよく覚えています。つまり、やはり独占というのはどうしてもよくない、どうしても団体はいけない方向にいつてしまうというのを再認識したのです。

では市場を独占させないようにイーライセンスとJRCをお目付け役にして、それで「JASRAC、ちゃんとやんなさいよ」というのは、ちょっとそれはJRCとイーライセンスにとっては可哀想だし、厳しすぎます。彼らも株式会社ですから、ちゃんとビジネスとして一生懸命やっているわけです。株式会社だって社団法人だって、彼らの思いは全然変わ

らないと思います。一生懸命管理しているし、私は JRC もイーライセンスのスタッフをよく知っていますけれども、彼らにはやはりフェアな土俵で勝負させてあげたい、それが私の信念ですし、思いです。

別に JASRAC が嫌いだとか、JASRAC が偉そうだとか、思っても言わないですけれども、でも日音にいたときにすごくいじめられたのも思い出すわけです。もうその人は引退しましたけれども、顎で「安藤、来い」とか平気で言っていました。そういう態度がとても頭にくるのです。それを川瀬先生にいったらゲラゲラ笑っていました。

でも、そういう経験がわれわれにはあります。川瀬先生はもうお偉いお役人様ですから、「来い、この野郎」とは言われませんが、私は相当やられました。この辺にもその被害者たちがいるのですが、その人たちは「安藤、今日は良いことを言った」とこの後、多分飲みに行くと思います。

私はそういうことでいうと、判官びいきではないですけれども、イーライセンスと JRC はもう少し同じ土俵に立たせてあげたいという思いがあります。もしかしたら「なんだ、あいつ、いつも権力ばかりに反抗しやがって」と思うかもしれませんが、でも私の思いはそういうことです。ですので、まだまだ改善の余地があると思いますし、今日は JRC とイーライセンスの人がいるのですけれども、私のこの思いをぜひ糧にして頑張っていただけありがたいなど、1 票よろしく願いいたします。(笑)

**今村：**最後に今の発言のあとでは大変申し上げにくい感じなのですが、やはり音楽の分野は、集中管理団体が必要とされている分野のなかでも非常に特殊だと思うのです。さまざまな著作権の管理の分野があると思うのですけれども、ここまで集中が進んで実際に運用されている分野は非常に珍しいわけです。ヨーロッパでも集中管理団体に関する指令を作りましたけれども、そのなかでも特に音楽のオンライン利用に関するマルチテリトリーなライセンスについて集中管理団体の規律に関するルールを作ったわけです。これは音楽以外の他の分野では、マルチテリトリーなライセンスを単一市場において単一の団体が管理するという状況には必ずしもないため、特に EU としてのルールを作るという議論にもなっていないのだと思います。

ですので、音楽の著作物の分野というものが、もともと集中管理というものの中でも非常に特殊なもので、歴史的に見ても特殊な部分もあると思うのです。ただ、単一または少数の集中管理団体が独占したほうが、経済効率という観点からだけ見た場合には、望ましいという部分もあるのではないかと思います。経済効率の観点からすると、集中管理団体に関する制度設計をする場合に、著作者にとっての利益とか、利用者にとっての便益とか、あと国際競争力の 3 つの要素をいかに最大化していくのかを考えていくと、独占も一つの選択肢としてありうるということです。

ただし、現在の日本の法律はそうした自然な独占を目指しているとは必ずしもいえないし、また、著作権情報集中処理機構 (CDC) のような仕組みができれば、複数の集中管理団体がシェアを 2:2:6 ぐらいに分けて、市場において切磋琢磨することがより望ましいというような状況もでてくるかもしれません。ですので、私としてはどちらにも皆さま 1 票をという感じです (笑)。この分野の政策を考える者は今後も難しいかじ取りを迫られるのではないかなと思います。まとまりがまったくないのですけれども、以上です。

**淵 (司会)：**ありがとうございます。

ここで安藤先生の反論も伺ってみたいところではありますが、ディスカッションは一応ここまでとしたいと思います。

## 2. フロアからの質問

最後時間が押しておりますので1問、もしかしたら2問、少しだけになりますけれども、フロアからの質問をお受けしたいと思います。本日のシンポジウムの内容はこの質疑応答の内容も含めまして、後日議事録としてホームページで公表を行います。また、今後議事録を英訳して公表する計画もございます。

ですので、ご質問をいただく際にはこの点をご了承いただくとともに、ご所属とお名前を最初に頂戴したいと思います。係の者がマイクを持って伺いますので、質問のある方は挙手をお願いいたします。

**石澤**：公正取引委員会の石澤と申します。

今村先生にお聞きします。ヨーロッパでは特に音楽著作権の分野では集中管理団体について各国独占が多いというお話でしたけれども、結果的にそうかもしれませんが、著作権集中管理指令を含めましても、特に独占しなさいと指令でいわれているわけではないですよ。

**今村**：はい。もちろん独占しなさいといっているわけではなく、事実上そのような状態が形成されているということです。なぜそういう状態になっていったのかに関しては、やはり各国ごとの集中管理団体のルールがきっかけになっているといわれています。

例えば、各国の集中管理団体が構成員の資格を有国籍者やその国に所在する人に限るとか、あるいはライセンス付与の対象を自国内の利用者のみに限ること、そういうことを前提に各国ごとに独占的な地位を有する集中管理団体の存在を前提とした相互管理契約が発展していきます。また、もともと集中管理団体自体が自然独占を形成しやすいという性質があるといわれております。こうしたことが複合的に作用して各国ごとの単一の団体が独占管理している状態が生成していることとなります。EUの指令自体がそういう方向を目指しているとか、そういうことは一切ないと思います。

**石澤**：であれば、JASRACをいったん分社化して競争を導入して、その後もし効率性の観点とか、合理性の観点とか必要性がいろいろあるのであれば、合併を検討してみてもいいのではないのでしょうか。そのときには公正取引委員会が合併の可否について判断すると思います。

**淵 (司会)**：ありがとうございました。

もしよろしければもう一問だけお受けできるかもしれません。何かございますか。

**XX**：ありがとうございます。

特に著作権関係の団体に所属しているわけではないのですがよろしいでしょうか。

**淵 (司会)**：すみません。お名前とご所属をお願いいたします。

**XX**：XXと申します。

お話を伺っていて、流通の川上に権利者、川下に放送事業者（等の需要者）、そういうことだったのですけれども、どうも一番川下にいる、最大の需用者である我々一般市民がちょっと置いてきぼりにされているような印象があります。

例えば、一番川下の一般利用者からすると、動画配信サイトと権利管理団体とが包括契約を結んでくれるほうが便利なのですが、(他方で、放送局による作品の利用の)配分がしっかり使用料に反映されていないということについては、NHKの受信料を払っている側とすれば、受信料はきちんと適正に使ってほしいわけです。そういう観点から見ると、何かちょっと置いてきぼりにされている印象があります。

今何かの楽曲を使いたいと一般の利用者が思ったとして、どうしたらいいかさっぱり分からないわけです。ワンストップというお話が川瀬氏からありましたが、この楽曲をこんなふうに使いたいというときに、ここに問い合わせればすべてのことが分かりますというところがあったほうが本当は便利だと思うのです。そうした一般利用者にとってどうかという視点で、何かコメントをいただきたいと思いご質問します。どなたかお願いいたします。

**淵(司会)：**では、安藤先生にお任せしてもよろしいですか。

**安藤：**おっしゃるとおりで、今の状況だと、例えば自分が使いたい曲をどの著作権管理団体が管理しているかという、まずJASRACのデータベースであるJ-WIDを検索してない、イーライセンスにいきました、イーライセンスもない、JRCにいきました、JRCは知らない、では誰が持っているのと。おっしゃるとおり、本当に煩雑な状況になっているのです。

私の提案である「共通フォーマット、共通データベースを作る」というのはまさにそのことで、それは直接的には権利者・利用者に利便性がありますが、実際は潜在的な利用者、要するに使うかどうか分からないけれども、これから使おうかなという人にも便利なツールなわけです。つまり、利用の準備段階、前段階でだれが権利者かというのが分からなければいけない。

それから、イギリスではもうやっていると思いますけれども、利用の方法、例えば複製枚数とか入れると、お金幾ら、ちゃりーんってデータベースに出てくるシステムがあるでしょう。

**今村：**ちょっと違うのです。(笑)

イギリスでは、デジタル・ライセンス市場の構築を目指してきましたが、現在のところは、著作権ハブと呼ばれるポータルサイトのようなものがあるにすぎません。この著作権ハブは、著作物を利用したいときにそこにアクセスすると、どういう団体にアクセスすれば良いかとか、どういう手続きを取ればいいのか分かるような仕組みがあります。もちろん、そうしたポータルサイトをまず作ってから、直接ライセンスが得られるような仕組みまで発展させていこうという議論はあります。今現在ある、ちゃりーんというのは、また別のもので、おそらく最近できたオーファンワークのライセンスの話だと思います。これは、イギリスの知的財産庁がオンラインで提供している孤児著作物のライセンスを付与するサービスのことだと思います。

**安藤：**なるほど。話を戻すと、質問された方のまさにおっしゃるとおりで、われわれは音楽をもっと広めたい、もっと使いたい、要するに音楽はさらに多くの潜在的な利用者もいるし、権利者もいると思うのです。そのためにはそこまで考えたほうが私もいいと思うのです。

ですから、今後の著作権管理団体のあり方というのはあくまでも自分たちの利便性、あ

るいは直近の権利者、あるいは利用者だけではなく、潜在的な利用者、あるいは潜在的な権利者、ここに預けてあるとうれしいな、あるいはここに使用料を払うとすごく簡便だなどと思わせるような、まさにおっしゃるような管理システムを作らなければいけないし、それをさらに共有化して、取引コストも低減化できると思いますので、そういう方向に進むのがやはり私が理想とするところだし、それが目指すべきところだと思います。

**淵（司会）**：ありがとうございました。

以上